

平成 27 年 5 月 26 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 北本幸寛
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 桑原亮介
電話番号 03-5464-2380

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

今般、当社は、本日開催の取締役会において、本年6月22日開催予定の当社第40期定時株主総会で会社法第236条、238条及び239条の規定に基づき、以下の要領により当社の常勤取締役、常勤監査役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を平成27年6月22日開催予定の当社第40期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由
当社グループの業績向上に対する士気や意欲を高め、現在いる優秀な人材の維持を図ることを目的として、特に有利な条件を持って発行するものであります。
2. 新株予約権の発行要領
 - (ア) 新株予約権の割当を受ける者
当社及び当社関係会社の常勤取締役、常勤監査役、及び従業員に割当てするものといたします。なお、当社取締役及び監査役に対して新株予約権を付与することは、ストック・オプションの目的で付与するものであり、会社法第361条第1項第3号及び第387条第1項の報酬等にそれぞれ該当するものと存じます。
 - (イ) 新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式1,460,000株を上限とする。このうち、常勤取締役を付与対象とする新株予約権の目的である株式数は50,000株を上限とし、常勤監査役を付与対象とする新株予約権の目的である株式数は20,000株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整する（1株未満の端数は切り捨て）。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

② 新株予約権の数

14,600個を上限とする。なお、本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使により発行または移転する株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。

ただし、その金額が割当日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、これに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月1日より平成34年6月30日までとする。ただし、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）と当社との間で個別に締結される新株予約権割当契約により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金頭像か限度額から上記1に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の取得条項

1. 新株予約権者が下記（エ）に定める行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
2. 以下のA)、B)、C)、D) またはE) の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - A) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - B) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - C) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - D) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - E) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式の取得について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑧ 新株予約権の額

新株予約権の額は、割当日における諸条件を元に、ブラックショールズモデルを用いて算定される額とする。

⑨ 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当社常勤取締役 1名 500個 当社常勤監査役 1名 200個

当社従業員 5名 1150個

当社子会社の取締役 5名 2100個 当社子会社の従業員 28名 10650個

⑩ その他の新株予約権の内容

その他の新株予約権の内容の決定については、取締役会に委任する。

(ウ) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない

(エ) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。
- ③ その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(オ) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当日その他の新株予約権の募集事項については、取締役会に一任する。

以 上